

京都府介護支援専門員法定研修 感染拡大予防ガイドライン

1. はじめに

介護支援専門員の法定研修のうち、当会が実施をする「再研修」「更新研修(実務未経験者)」「専門研修・実務経験者更新研修課程Ⅰ」「専門研修・実務経験者更新研修課程Ⅱ」「主任介護支援専門員研修」「主任介護支援専門員更新研修」については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため本ガイドラインを基に運営をする。受講者においても、感染防止の観点から本ガイドラインの内容を了承したうえで受講をすること。なお、このガイドラインの内容は、必要に応じ適宜改訂を行うものとする。

2. 感染症対策についての基本的事項

2-1. 人と人との距離等:3密(密閉・密集・密接)の回避

- ・研修の質を担保しつつ、人と人との接触をできる限り避けるよう実施内容を検討する。
- ・対人距離(最低1m以上)を確保した座席配置を行う。
- ・講師やスタッフ及び受講者に対する咳エチケット・マスクの着用等を徹底する。
- ・研修中の換気については、二酸化炭素濃度測定器の数値を目安に、周辺の会場との関係で可能な範囲で換気を行う。

2-2. 会場の入場制限

以下の場合、会場への入場を制限する。

- ・受付時に受講者へ実施する検温で体温が37.5度以上の場合
- ・咳等の呼吸器症状や、講師等が体調不良を認め、症状を確認して入場制限が妥当と判断した場合
- ・マスク着用等を指示しても従わない場合

2-3. 研修会場における感染症対策

- ・会場に手指消毒薬を設置する。
- ・講師やスタッフ及び受講者の手が触れる場所(ドアノブやマイク、PC等)を適宜消毒する。
- ・万が一感染が発生した場合に備え、受講者等の名簿を適正に管理する。また、座席を指定することで、当日の受講者の位置が特定できるようにする。

3. 受講者に協力を願うこと

3-1. 他者との接触を最低限にする

- ・受付時や退出時、集合場所等において、密にならないよう、対人距離(最低1m以上)を確保するよう努める。
- ・研修会場においてはマスクの着用を徹底する。できれば着用するマスクは不織布のもの、布製のものを着用する場合はその上に不織布のものを二重にする、ウレタン製のは避ける。(吐き出し・吸い込み飛沫量ともに不織布が一番予防に効果が高いとされているため)
- ・準備できる場合は各自でフェイスシールドを着用する。(マスクと併用すると更にリスクを下げることが期待できるため)
- ・昼食については、極力、各自が持参し指定された座席で食事をとるようにする。(不特定多数が利用する飲食店での食事は控える)また、食事をとる場合はマスクを外すため、対面での食事や会話を避ける等、感染拡大予防に努める。

- ・筆記用具等は各自で持参し共有することを避ける。
- ・指定された座席から無断で移動しない。移動が必要な場合は事前に事務局に申し出る。
- ・新型コロナウイルス感染症陽性あるいは濃厚接触者とされた者との濃厚接触※1がある場合や、研修日以前 14 日以内に政府から入国制限※2、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合は、事前に事務局に申し出る。(健康観察の間は受講を自粛する)

3-2. 体調管理

- ・研修日以外も定期的に検温を心がけ、研修前日までの発熱については事務局に相談をする。
- ・研修前日までに、咽頭痛や倦怠感、味覚・嗅覚異常等の新型コロナウイルス感染症の疑いのある症状が出ている場合は、事前に事務局に相談をする。
- ・研修当日に発熱した場合は、受講を自粛する。

4. 研修の開催基準について

感染症等により京都府内において「緊急事態宣言」が発令された場合や、受講者から新型コロナウイルス感染者が出た場合及び受講者の中に濃厚接触者がいることが判明した場合等は、主催者である京都府と都度協議をした上で判断する。

※1 濃厚接触者とは「患者(確定例)」「(無症状病原体保有者)」を含む。以下同じ。)の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
- ・適切な感染防護無しに患者(確定例)を診察、看護若しくは介護していた者
- ・患者(確定例)の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他：手で触れることの出来る距離(目安として 1メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と 15 分以上の接触があった者(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)。

(参考)国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」

<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-02-200529.pdf>

※2 政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされる国、地域について

(参考)法務省ホームページ

https://www.moj.go.jp/isa/covid-19_index.html

<https://www.moj.go.jp/isa/index.html>

(令和 2 年 7 月 1 日作成)

(令和 2 年 8 月 12 日改訂)

(令和 3 年 4 月 30 日改訂)

(令和 3 年 8 月 20 日改定)